

【別紙 1】

利賀地区道路除排雪委託業務仕様書

(総則)

第1条 この仕様書は、富山県（以下「発注者」という。）が施行する除雪作業に係る道路除排雪委託業務契約書（以下「契約書」という。）の適切な運用を図るとともに、必要な事項を定めることにより、道路除排雪委託業務契約の円滑で適正な履行の確保を図るものとする。

(業務概要)

第2条 本業務の概要は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 業務名 | 利賀地区道路除排雪委託業務 |
| (2) 業務期間 | 令和6年1月15日から令和7年3月31日 |
| (3) 除雪路線数 | 国道471号ほか2路線 |
| (4) 除雪延長 | 32.7km |

(監督員の指示)

第3条 除雪作業の施工における監督員の業務は、土木部建設工事監督要領に規定する事項を参考とするものとする。

2 監督員がその権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合に監督員が受注者に対し口頭により指示等を行ったときは、受注者はそれに従うものとし、必要に応じて後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

(受注者相互の協力)

第4条 受注者は、隣接作業又は関連作業の受注者と相互に協力しなければならない。

(事業主及び役員名簿)

第5条 受注者は、事業主及び役員等名簿（別紙8）を提出しなければならない。

2 受注者が共同企業体であるときは、構成員毎に提出しなければならない。

(使用人等の管理)

第6条 受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払状況等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

2 受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、除雪作業が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

(除雪作業中の安全確保)

第7条 受注者は、土木工事安全施工技術指針（令和6年3月）及び建設機械施工安全技術指針（平成17年3月31日）を参考にして、常に除雪作業の安全確保及び作業に伴う通常の交

通整理に留意し、災害の防止を図らなければならない。

- 2 受注者は、豪雪、出水その他天災に対しては、天気予報や路面監視カメラ、降雪予測情報などに注意を払い、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
- 3 受注者は、作業中における安全の確保を優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく処置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転等については、関連法令に基づいて適切な処置を講じておかなければならない。
- 4 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとする。
- 5 受注者は、作業区間について、事前に作業上危険な個所の点検及び標示を行い、事故の防止に努めなければならない。
- 6 受注者は、除雪作業に伴い防護柵、バリケード、標識、及び除雪機械の助手以外の交通誘導員等による安全確保が必要と認められる場合は、あらかじめ発注者と協議し、監督員の指示により、必要な処置を行うものとする。ただし、緊急時においては、この限りでない。
- 7 前項の措置による除雪作業が完了したときは、受注者は実績を証明する資料（写真等）を添えて監督員に提出しなければならない。
- 8 1人乗りの除雪グレーダによる除雪作業中は、安全確保のために、後方からの作業状況の監視等を行う補助車を追従させるものとする。また、除雪グレーダと補助車の間において、作業状況を相互に伝達するため、無線機等による双方向通信を行うものとする。

（事故報告書）

第8条 受注者は、除雪作業の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、事故報告書（別紙5）を監督員が指示する期日までに提出しなければならない。

（環境対策）

第9条 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和62年4月16日建関技第103号）、関連法令及びこの要領の規定を遵守のうえ、騒音、振動等の問題については、十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

- 2 受注者は環境への影響が予知され、又は、発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員の指示に従わなければならない。
- 3 監督員は、除雪作業の施工に伴い第三者に損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提出を求めることができる。この場合、受注者は資料の提出に応じなければならない。

（文化財の保護）

第10条 受注者は、除雪作業の施工に当たっては、文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させなければならない。

（契約内容の確認）

第11条 受注者は、除雪作業の計画及び契約図書が諸法令に照らし不当又は矛盾している場

合には、直ちに書面で監督員に報告し、確認を求めなければならない。

(連絡体制等)

第12条 受注者は、委託期間中、発注者との連絡を常に安定的に保たなければならない。

- 2 受注者は、除雪作業の施工に当たっては、地域住民との間に紛争が生じないように、努めなければならない。
- 3 受注者は、地元関係者等から除雪作業の施工に関する苦情があり、受注者が対応すべき場合には、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 4 受注者は、前項の苦情の解決に係る交渉等の内容を文章等により明確にしておくとともに、状況を適時監督員に報告し、監督員の指示に従わなければならない。

(除雪目標)

第13条 除雪目標は、富山県道路除雪計画に基づき次表のとおりとする。

除雪体制	除雪目標
平常・警戒	2車線以上の幅員を常時確保する。
緊急	異常降雪により2車線確保が困難となった場合は、降雪後第1種路線は約5日以内に、第2種路線は約10日以内に2車線を確保する。 第3種路線は1車線確保で、必要な待避所を設けることとするが、状況によっては一時交通不能となってもやむを得ない。 なお、第1種路線のうちでも特に交通量の多い重要路線（道路除雪計画図で特別重要路線として赤太線表示のもの）については、常時2車線を確保する。

(除雪作業計画)

第14条 受注者は、契約締結後速やかに次の各号に掲げる事項を記載した作業計画書を提出するものとする。作業計画を変更するときも同様とする。

- 一 各体制時の作業班の構成（要員の交替及び応援を含む。）及び作業命令系統
 - 二 各体制時の除雪機械の配置計画
 - 三 各体制時の連絡体制及び緊急時の連絡体制
 - 四 各体制時の安全管理体制
 - 五 そのほか必要な事項
- 2 共同企業が貸与車両を共同運行する場合、貸与車両共同運行要領（別紙6）に基づくものとする。

(除雪作業)

第15条 除雪作業は、気象情報や巡回等により道路状況を把握し、「除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（（一社）日本建設機械施工協会発行）」等により迅速かつ適切な作業を行うものとする。

- 2 除雪作業の出動基準は、富山県道路除雪計画に基づき次表のとおりとする。

作業区分	出 動 基 準
巡回	降積雪、雪崩、路面凍結等で交通障害が予想されるとき。 その他気象状況、路面状況により特に必要と判断されるとき。 監督員から指示があったとき。
新雪除雪	新降雪深が10センチメートルを超え、気象情報等からさらに降雪が予想されるとき。
路面整正	路面に残雪等があり、放置すると交通困難な状態となるおそれのあるとき。 連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要があるとき。

圧雪処理	路面圧雪厚さが10センチメートルを超えるとき。気温の変化や通行車のかく乱作用などで、圧雪の性質が変わり、極端な不陸が生じ、交通障害の原因となる恐れがあるとき。
拡幅除雪	連続した除雪作業により、路側の雪（雪堤）が大きくなり出し、必要幅員の確保が困難となり、交通困難を引き起こすと判断されるとき。
運搬排雪	拡幅除雪が特に難しい人家連担部や交差点等で、交通可能な幅員確保が困難になると判断されるとき。
歩道除雪	歩道上の除雪深が20センチメートルを上回っている場合を標準とする。なお、早朝歩道除雪区間においては、積雪深が10センチメートルを上回る場合を標準とする。
凍結防止剤散布	降雪の有無にかかわらず、気象情報等により気温が0℃以下になり、路面が凍結し、交通障害の発生が予想されるとき。

3 (注) 監督員が巡回を指示した場合、受注者は定められた経路に基づき速やかに巡回を行い降積雪状況や道路状況等を把握し、監督員に報告しなければならない。

4 各除雪機械等運転労務の適用機種は、次表のとおりとする。

除雪機械名	規格	運転手		助手		一般世話役	機械付労務		摘要
		運転手(特殊)	運転手(一般)	特殊作業員	普通作業員		特殊作業員	普通作業員	
除雪トラック (普通・専用)	各種		○		○	○			
除雪グレーダ	各種 2人乗り	○			○	○			
	各種 1人乗り	○				○			
除雪ドーザ (ホイール・クロー)	各種	○			○	○			一般除雪 運搬排雪
		○			○				
ロータリ除雪車 (ホイール・クロー)	160kW以上 (220PS以上)級	○		○		○			
小型除雪車 (ホイール・クロー)	29kW, 30kW (40PS)級		○			○		○	
	59～90kW (80～130PS)級	○				○		○	
一車線積込除雪車	ロータリ式各種	○		○		○			
ダンプトラック			○						
凍結防止剤散布車			○		○				
小型除雪機 (クロー・ハンドガイド式)	各種						○	○	
路面整正装置 (トラック)	各種		○		○	○			
補助車 (ライトバン)			○						

※除雪グレーダ（1人乗り）による除雪作業を行う際は、補助車（ライトバン）を必ず追従させること。

5 現地の状況により、契約する除雪機械等のみで交通確保ができないとき又は当該除雪機械等の故障等により除雪作業が困難なときは、監督員に連絡し、その指示に従わなければならない。

6 受注者は、人家連担地域等で運搬排雪が必要と認められるときは、発注者と協議し監督員の指示により、速やかに作業を行い、交通を確保するものとする。ただし緊急のと

きはこの限りでない。

- 7 受注者は監督員の指示に従い、路面凍結防止剤散布及び雪庇落としその他必要な作業を行い、交通を確保するものとする。
- 8 路面凍結防止剤は支給品とし、標準散布量は次表のとおりとする。

凍 結 防 止 剤 の 標 準 散 布 量		
目 的	散布量 (g / m ²)	内 容
凍結防止	20	路面凍結防止のための事前散布
凍結融解	40	圧雪または凍結路面のすべり抵抗を増大させるための散布
圧雪除去	40	路面整正作業を容易にするための散布

- 9 凍結防止剤の保管については、極力湿気を避け、土間やコンクリート床に直接積んではならない。
- 10 受注者は、除雪作業に際し、路面、構造物及び計画地盤に損傷を与えないようにしなければならない。
- 11 受注者は、除雪作業に際し、作業区間の道路及び道路付属物について事前に点検を行い、これらの破損防止に努めなければならない。
- 12 除雪基地を設置する場合、監督員と協議して設置するものとする。

(除雪機械運転乗務基準)

第16条 除雪機械を運転する者（以下「除雪機械運転員」という。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令を遵守し、道路における危険を防止し交通安全と作業の円滑な推進を図らなければならない。

- 2 除雪機械運転員は、次の表に定めるところによる。なお、表に定めのない除雪機械、世話役及び助手はこの限りでない。

運転する除雪機械	所有すべき免許	その他資格等	経験年数		適用
			車両種別	経験年数	
除雪トラック	大型免許	除雪講習会終了	大型自動車	1	
除雪グレーダ	大型特殊免許 (装輪式)	技能講習終了又は建設機械施工技士、及び除雪講習会終了	大型特殊自動車 (装輪式)	2	
除雪ドーザ及びトラクタ ショベル (装輪式)	同上	技能講習終了又は建設機械施工技士、及び除雪講習会終了	大型特殊自動車 (装輪式)	1	
ロータリ除雪車	同上	除雪講習会終了	大型特殊自動車 (装輪式)	2	大型特殊自動車に属す小型除雪車を含む
小型除雪車	小型特殊免許	同上	普通自動車 又は軽自動車	2	
小型除雪機 (ハンドガイド式)	—	取扱説明受講終了	小型特殊運転免許相当以上	1	
凍結防止剤散布車	中型免許	除雪講習会終了	中型免許	1	
	大型免許	同上	大型免許	1	

(注1) 「技能講習終了」とは、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）第76条の別表第18第31号に規定する車両系建設機械運転技能講習の終了者

(注2) 「建設機械施工技士」とは、建設業法による建設機械施工技士（1級又は2級第1種・第2種・第3種）の取得者

※1級取得者は、2級第1種又は第2種に相当する操作施工法を選択した者

(注3) 「除雪講習会終了」とは、日本建設機械施工協会が行う除雪機械安全施工技術講習会の終了者

(注4) 「取扱説明受講終了」とは、土木センター及び土木事務所が行う取扱説明会受講終了者

(損害保険への加入)

第17条 受注者は、受注者が保有する除雪機械の保険として、次表に掲げる補償額以上の損害保険（任意保険）に加入しなければならない。

項目	A種工作車	ハンドガイド
対人	無制限	10,000万円/人 20,000万円/事故
対物	2,000万円	200万円
搭乗者(運転者)	1,000万円	500万円

2 受注者は保険に加入したことを証する書類を監督員に提出しなければならない。

(除雪機械運行管理システム、※以下、「システム」という)

第18条 受注者は除雪作業完了後、システム上にて作業日報を作成・確認し、発注者に提出するものとする。

(除雪機械運行管理端末、※以下、「GPS端末」という)

第19条 受注者は、監督員の指示により、GPS端末を適正に運用しなければならない。

2 受注者は発注者よりGPS端末の引渡しを受けた後は、速やかにGPS端末を除雪機械に適切な方法で設置し、試運転により確実に作動することを確認するものとする。

3 GPS端末を装着する除雪機械を用いて除雪作業を実施する場合は、確実に機器が作動していることを確認した上で除雪作業に入るものとする。

4 受注者は、GPS端末が正常に作動しないときは遅滞なく監督員及び端末管理者に連絡するものとする。

5 受注者は、契約期間の満了、契約の解除その他の事由によってGPS端末を返納するときは発注者に返納について届け出ることとする。

(物価変動)

第20条 契約書第16条の規定について、同条でいう「物価に著しい変動が生じた場合」とは、富山県土木部の公共事業に係る燃料単価（軽油及びガソリン）の改定により、契約締結時の燃料単価と比較して、10%以上の増減があった場合とする。

2 第1項に該当する場合、発注者と受注者は改定後の燃料単価に基づき算出される除雪単価により変更契約を締結するものとする。

3 第2項の変更契約は、燃料単価の改定日の翌月の初日に締結し、前項において算出される除雪単価を同日以降適用するものとする。

4 第2項の変更契約締結後、再度の燃料単価の改定により、変更契約締結時の燃料単価

と比較して、10%以上の増減があった場合、第2項及び第3項と同様の取り扱いをするものとする。

(不正軽油使用防止)

第21条 受注者は、除雪機械に使用する軽油の購入・使用について地方税法（昭和25年法律第226号）を遵守するものとし、不正軽油（地方税法第700条の22の2に基づく知事の承認を得ずに製造された軽油）及び灯油等の使用防止を徹底しなければならない。なお、発注者は予告なく軽油の購入・使用について調査・照会を行うことができる。この場合受注者は、これに応じなければならない。

(少雪時における除雪体制を確保するために必要となる固定的経費の積算計上の試行)

第22条 本業務は、少雪時において除雪体制を確保するために必要となる固定的経費を積算計上する試行業務である。

1 固定的経費（全体額）の対象となる除雪機械等

本試行では、1ヶ月以上除雪体制に組み込まれている貸与機械および常時借上機械を対象とする。

2 除雪体制確保期間

除雪体制確保期間は、業務期間とする。

3 固定的経費の費用計上

本試行においては、下記(1)から(3)により固定的経費を計上するものとする。

(1) 固定的経費（全体額）の算出

固定的経費（全体額）＝M1＋M2

$M1 = \sum (K \cdot D)$

M2＝M1に対応した間接費（共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費等）

M1：固定的経費（直接工事費）（円）

M2：M1を対象とした間接費（円）

K：機械経費（固定費）（円／日）

D：除雪体制確保期間（日）

※間接費の算定にあたっては無償貸付機械評価額を考慮すること

※固定的経費（全体額）を算出する際は当該業務の落札率を乗じること

※固定的経費（全体額）（M1＋M2）は税抜き価格とする

（万円単位、万円未満切り捨て）

(2) 「除雪実作業経費（出来高分）」と「除雪待機費」の合計額の算出

除雪実作業経費（出来高分）＋除雪待機費＝直接工事費＋間接費

※間接費＝直接工事費に対応した間接費（共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費等等）

※除雪実作業経費（出来高分）及び除雪待機費は、精算変更時の数量で算出

※除雪実作業経費（出来高分）と除雪待機費の合計額は税抜き価格とする

（万円単位、万円未満切り捨て）

(3) 固定的経費（計上額）の積算計上

上記(2)で算出した「除雪実作業経費（出来高分）」と「除雪待機費」の合計額が、上記(1)で算出した「固定的経費（全体額）」を下回る場合において、以下の計算式に

より「固定的（計上額）」を積算計上する。

固定的経費（計上額）＝固定的経費（全体額）

－（除雪実作業経費（出来高分）＋除雪待機費）

4 発注者による履行状況の確認

精算変更時に固定的経費を計上する場合、関係書類を精算変更前に確認するものとする。なお、固定的経費を計上しない作業については、上記資料の提示は要しない。

関係書類は下記のとおりとし、貸与機械については貸与機械の仕様書等に基づく書類を基本とするが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

項目	内容
除雪機械の台数	固定的経費の対象となる除雪機械の一覧表等
保険料	保険加入に関する書類（契約書、明細書等） ※発注者が加入済みの場合は不要
公租公課	租税に関する書類（納税証明書等） ※発注者が納税済みの場合は不要
格納保管等経費	格納保管・点検・整備・修理に関する書類 （保管状況写真、点検整備等）

（協議）

第23条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議するものとする。

(別紙 1)

令和 年 月 日

借受人

殿

所 長

除雪機械返納通知書

令和 年 月 日返納届出のあった下記除雪機械の返納を受けたので通知します。

記

除雪機械名	規格型式	管理番号	数量	付 属 品			返 納 年 月 日	適 用
				名 称	規 格	数 量	返 納 場 所	

共同運行の場合は、適用に記入のこと

(別紙 2)

令和 年 月 日

所長 殿

借受人氏名

印

除雪機械返納届書

令和 年 月 日に契約した道路除雪委託契約書第 6 条第 10 項に基づき、借り受けた除雪機械を返納します。

記

除雪機械名	規格型式	管理番号	数量	付 属 品			返納年月日	適 用
				名 称	規 格	数 量	返 納 場 所	

共同運行の場合は、適用に記入のこと

(別紙 3)

除雪機械機能現況確認書

機 械 名				管理番号		
規 格 (型 式)						
土 木 セ ン タ ー ・ 土 木 事 務 所 名						
借 受 業 者 名		(共同運行 有 無)				
貸 付 期 間		自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日				
検 査 年 月 日 (引 渡 返 納)		令和 年 月 日				
検 査 場 所						
機 械 の 機 能 現 況	機 関	主			補	
	伝 導 走 行 系 統					
	作 業 装 置					
	ア ワ メ ー タ	H		走行メーター	km	
付 属 品 工 具 類						
名 称	規 格	数 量	名 称	規 格	数 量	

※ 状況記入番号 G = 異常なし N = 不良不足 L = 漏減 C = 要交換 R = 要修繕要調整

令和 年 月 日
上記のとおり現況を確認しました。

富山県 土木 監督員氏名 印
立会者 機械担当職氏名 印
受注者氏名 印

(別紙 4)

令和 年 月 日

所長 殿

住所
借受人
氏名 印

除雪機械借用証書

令和 年 月 日に契約した道路除雪委託契約書第 6 条第 5 項に基づく除雪機械は
下記により引渡しを受けたので提出します。

記

除雪機械名	規格型式	管理番号	数量	付 属 品			引渡しを受けた年月日	適用
				名称	規格	数量	引渡しを受けた場所	

共同運行の場合は、適用に記入のこと

(別紙 5)

令和 年 月 日

所長 殿

住所
借受人
氏名 印

事故（故障）報告書

令和 年 月 日貸付けを受けた下記除雪機械の事故（故障）が発生したので、仕様書第8条の規定により報告します。

記

除雪機械名		機 関 番 号		事故（故障） 場 所	
規格・型式		車 体 番 号		事故（故障） の発生年月日	
管 理 番 号		アワメータ の 読 み		修 理 完 了 見 込 年 月 日	
故 障 箇 所					
事 故（ 故 障 ） の 内 容 及 び 処 置					
復 元 修 理 見 積 額		円	摘 要	詳細は別添見積内訳書及び写真のとおり	

※ 契約書第6条第7項に該当する場合も同様の様式とする。

※ 共同運行の場合は、関係する構成員に複製を提出すること

(別紙 6)

貸与車両共同運行要領

(目的)

第 1 条 関係する構成員は、当要領に基づき、富山県から貸与された除雪機械を円滑かつ安定的に共同運行するものとする。

(除雪機械の管理)

第 2 条 関係する構成員は、除雪機械の鍵の保管場所や受け渡しについて構成員の意見を聞いて予め具体的に定めておくなど、適切に管理する体制の構築に努めるものとする。

(除雪機械の運行計画)

第 3 条 関係する構成員は、除雪機械の運行計画について構成員の意見を聞いて予め具体的に定めておくなど、より安定的な除雪機械の稼働に努めるものとし、共同運行計画書(別紙 9)を提出するものとする。

(除雪機械の不具合)

第 4 条 関係する構成員は、除雪機械に不具合が生じた場合の対応について構成員の意見を聞いて予め具体的に定めておくなど、構成員の間で紛争が生じないように努めるものとする。

(除雪機械の運転責任)

第 5 条 関係する構成員は、除雪機械の運転に伴う発注者及び第三者へ与えた損害の負担について予め定めておくなど、構成員の間で紛争が生じないように努めるものとする。

(その他の紛争)

第 6 条 関係する構成員は、道路除排雪業務を円滑かつ安定的に継続するためという共同運行の主旨に鑑み、構成員の間でその他の紛争が生じないように努めるものとする。

また、紛争が生じた場合であっても、速やかに解決するようお互いに最大限の努力を惜しまないものとする。

(別紙 7)

貸与除雪機械共同運行計画書(例)

〇〇〇〇共同企業体は、道路除排雪業務委託契約にもとづき貸与された除雪機械を、円滑かつ安定的に道路除排雪業務を遂行するため、共同運行することとする。

本計画は、貸与機械を適切に管理するとともに、共同運行を円滑かつ適切に実施するため策定する。

なお、関係する構成員は、貸与された除雪機械を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

- 1 共同運行する除雪機械 : 除雪グレーダ 富山〇〇 〇 〇〇〇
- 2 共同運行の摘要条項 : 共同企業体協定書第 1 1 条第 号
- 3 関係する構成員 : 主たる構成員 〇〇〇〇株式会社 代表 〇〇〇〇
関係する構成員 有限会社〇〇〇〇 代表 〇〇〇〇
関係する構成員 有限会社〇〇〇〇 代表 〇〇〇〇
- 4 共同運行連絡員 : 主任連絡員 〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇 連絡先
連絡員 有限会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 連絡先
連絡員 有限会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 連絡先
- 5 J V及び発注者との連絡 : 別紙連絡表のとおり
- 6 除雪機械の保管場所 : 常時 名称 〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇
住所 連絡先
臨時 名称 〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇
住所 連絡先
- 7 従事予定オペレータ : 別紙オペレータ従事表のとおり
- 8 日報の作成、提出について : 別紙覚書による
- 9 共同運行する計画路線 : 主要地方道〇〇〇〇線 〇〇～〇〇 延長 〇〇. 〇 k m
一般県道 〇〇〇〇線 〇〇～〇〇 延長 〇〇. 〇 k m
- 1 0 緊急時の連絡網 : 別紙のとおり

(別紙 8)

令和 年 月 日

殿

住 所
氏 名

印

事業主及び役員等名簿

仕様書第 5 条の規定により、下のとおり提出します。

フリガナ 商号又は名 称				
主たる営業所 の所在地				
役 職 名	フリガ 氏 名	現 住 所	生 年 月 日	性 別

記載要領

- 1 個人の場合は事業主、支配人及び営業所の代表者を、法人の場合は、役員、支配人及び営業所の代表者をすべて記入すること。
- 2 共同企業体であるときは、構成員毎に提出すること。